



箕面第 1 1 4 7 号の 2
平成 1 5 年（2003年） 3 月 6 日

国土交通省近畿整備局

猪名川総合開発工事事務所長 様

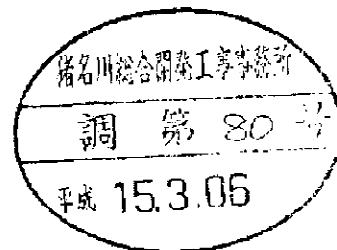
箕面市都市整備部長



「河川整備計画策定に向けての説明資料（第 1 稿）」に対する意見について（回答）

平成 1 5 年（2003年）2 月 1 3 日づけ国近整猪開設第 1 2 5 号をもって、依頼がありました標記のことについて、貴所から具体的な説明がありました余野川ダムに関して庁内関係課に照会したところ、別紙のとおり意見がありましたので回答いたします。

なお、今回の意見は余野川ダムに限定した現時点のものであり、今後も河川整備計画原案作成に向けて、随時、意見聴取をしていただけることを前提としていることを申し添えます。



「河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」に対する意見内容

大項目	小項目	本文箇所	意見	意見部局課
<p>基本的なこととして</p>			<p>○今回の一連の手続きにおいて、自治体に求められるとされている役割については、釈然としないものがあることを前提にしながら、下記の通り意見を提出する。</p> <p>○余野川ダムについては、旧建設省においてその必要性や代替策のあり方等について十分検討のうえで、科学技術の知見に基づいて計画され、着工されているものと認識しており、地元自治体としてはその計画を受け入れ、ダムと一体となった「水と緑の健康都市」の実現を期待している。</p> <p>○したがって、国土交通省近畿整備局におかれては、「淀川水系流域委員会」に対して、これまで前提とされてきた余野川ダムの必要性、および「ダム以外に実行可能で有効な方法がないこと」を客観的に示すことが求められており、そのことが同時に、現にダム工事を進めてきている当事者としての、地元住民や自治体等への説明責任となるものとする。</p>	<p>市長公室</p>

「河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」に対する意見内容

大項目	小項目	本文箇所	意見	意見部局課
○河川環境 第2章 現状の課題	2. 1. 4 水質	P 7 中段のしかし 以降の現状説 明について	○策定にあたっての意見 ・上水道の状況を明確にするため、加筆修正を検討されたい。 「しかし、その水質状況のもとでも、淀川から取水する上水道事業では安全な水道水を供給する義務があることから、高コストの高度浄水処理を導入している現状や、」	水道部 工務課
○ダム 第4章 河川整備の 方針	4. 6. 3 各ダムの整 備方針	P 27 (5)余野川ダム 2)利水につ いて	○策定にあたっての要望 ・本市水道事業は、止々呂美地域における開発により、将来の水需要が増大するため、その水源として平成3年にダム使用権設定申請をした。 ・その後の社会経済情勢等の変化により、給水対象としていた「水と緑の健康都市」建設計画が見直されることとなり、計画居住人口などの縮減に伴って水需要は当初見込みの約半分程度になると予想される。 ・一方、一昨年に「大阪府営水道第7次拡張事業計画」が変更され、当該ダム近傍を經由して豊能町及び能勢町に供給されることとなり、平成18年頃には給水開始される見通しである。 ・このような水源、開発、経済などの状況変化からすると、利水量の見直しとともに、効率的、経済的な水道事業経営の観点から、当該ダム利水を見直して府営水道への水源変更の検討が必要と認識している。 ○今後の具体的な水需要の精査等にあたっては、本市水道事業の課題と考え方を勘案いただいて、検討・対応いただくよう要望する。	

「河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」に対する意見内容

大項目	小項目	本文箇所	意見	意見部局課
ダム	河川整備の方針 具体の整備内容	4. 6. 3 各ダムの整備の方針 (5)余野川ダム 5. 6. 2 各ダムの整備内容 (5)余野川ダム	<p>「ダム計画の方針に基づき、各ダム毎に以下の事項を踏まえて計画の内容を見直す」 「なお、上記ダムの計画内容の見直しについてはできるだけ早期に完了し、河川整備計画原案に反映される予定である。」</p> <p>上記のとおり説明資料は、河川整備計画の具体的な内容が、現段階では提示されていないことから、ダムと一体的に整備する水と緑の健康都市（大阪府施行の箕面都市計画事業水と緑の健康都市特定土地区画整理事業）の建設及び地元の地域整備等、今までの経緯も含めて、余野川ダムに対する意見を提出する。</p> <p>箕面市止々呂美地区は、地元が日常生活の中で農林業の生産の場として、保全・活用してきたことから豊かな自然が残っている。しかし、止々呂美地区の過疎化等により将来を憂いた地元は、生活利便性の向上と地域の活性化など地域課題の解決のために宅地開発を望み、昭和47年に余野川ダムの事業区域を含めて、民間開発企業に土地を売却したものである。</p> <p>余野川ダム事業は、昭和52年に計画が公表されたが、地元は宅地開発できないことなどから、当初ダム建設には反対していたが、余野川ダム周辺で宅地開発が同時になされること及び治水の国家事業であることから余野川ダム事業に賛成し、用地協力をはじめ工事に関しても積極的に協力されている。</p> <p>本市は、地元の思いを受け止め、地域課題の解消、乱開発の防止、及びまちの多様性の創出を図るため、大阪府施行の水と緑の健康都市の建設を推進しているとともに、一体整備される余野川ダム事業においても推進してきたものである。</p>	都市整備部 まちづくり推進課

また、治水については、猪名川流域の10市町をもって構成している近畿猪名川流域総合開発促進協議会において、猪名川の総合治水対策の一つである余野川ダム事業の推進を要望しており、本市としても止々呂美地域の治水対策とともに、下流域の治水対策として、余野川ダム事業を推進してきたものである。

一方、環境への配慮については、余野川ダム事業は、環境アセスメントに準じた調査等を実施して事業が進められていると認識しているとともに、地元は止々呂美地域の豊かな自然を守り育てていくため、地元住民総意で余野川ダムと水と緑の健康都市を前提として、自然や地域の特性を活かしたまちづくりに取り組んでおられる。

本市としては、止々呂美地域を含む本市北部地域の自然や農林業を引き続き守って行くためにも、余野川ダムの活用や水と緑の健康都市の開発による地域の活性化と融合したまちづくりを推進してきたものである。

以上のように、ダム建設に対し地元とともに、長年にわたり協力・推進してきた本市としては、河川整備計画の策定に際し、利水等による一定の見直しが生じる場合においても、上記のとおり今までの経緯、治水、水と緑の健康都市との一体整備及び地域のまちづくりに支障が生じないように、余野川ダム事業を推進されることを強く要望する。

都市整備部
まちづくり
推進課